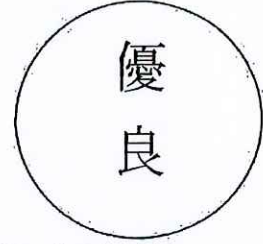




許可番号 第03546013180号

産業廃棄物処分業許可証

住所 山口県宇部市大字上宇部字上安田385番地
氏名 株式会社ヒラキ産業
代表取締役 布田 博志



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣政



許可の年月日 令和 5年 2月 10日

許可の有効年月日 令和 12年 1月 10日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (破碎 (移動式を含む。)、薬剤処理)

最終処分 (埋立処分)

(2) 産業廃棄物の種類

破碎: 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破碎物(機械等)を除く。以上3種類)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類 以上8種類
(これらのうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

薬剤処理: 汚泥 以上1種類

(これらのうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

埋立処分: 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破碎物を除く。以上3種類)、ゴムくず、がれき類 以上5種類
(これらのうち、石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおり

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 5年 2月 10日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

事業の用に供するすべての施設

破 碎 設 置 場 所：山口県宇部市大字西岐波字吉沢576番
設置年月日：平成23年8月17日
処 理 能 力：287.2 t / 日 (8時間) <廃プラスチック類>、928 t / 日 (8時間) <金属くず>、
824 t / 日 (8時間) <ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず>、
246.4 t / 日 (8時間) <紙くず>、451.2 t / 日 (8時間) <木くず>、
98.4 t / 日 (8時間) <繊維くず>、426.4 t / 日 (8時間) <ゴムくず>、
1,216 t / 日 (8時間) <がれき類>
許可年月日：平成23年8月10日、許可番号：第2号の5

設 置 場 所：山口県宇部市大字西岐波字木床20510番1
設置年月日：平成16年10月5日
処 理 能 力：24,264 t / 日 (8時間) <ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず>

破 碎 設置(保管)場所：山口県宇部市大字西岐波字木床20510番1
(移動式を含む。) 設置年月日：平成24年7月31日
処 理 能 力：1.6 t / 日 (8時間) <廃プラスチック類>、1.6 t / 日 (8時間) <木くず>、
393 t / 日 (8時間) <ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず>、
393 t / 日 (8時間) <がれき類>
変更許可年月日：平成24年7月9日、許可番号：第14号の2

薬 剤 処 理 設 置 場 所：山口県宇部市大字西岐波字木床20510番1
設置年月日：平成14年3月19日
処 理 能 力：384t / 日 (8時間)

安定型最終処分場 設 置 場 所：山口県宇部市大字西岐波字辻村253番1
設置年月日：平成4年5月28日
埋 立 面 積：9,419.25m²、埋 立 容 量：25,801m³
届出受理年月日：平成4年5月13日、届出受理番号：生活衛生第90号の2

設 置 場 所：山口県宇部市大字西岐波字西高野6520、6521
設置年月日：平成11年5月14日
埋 立 面 積：2,368m²、埋 立 容 量：5,730m³



産業廃棄物処理施設 設置 変更 許可証

平成21年10月20日

住 所 山口県宇部市大字上宇部字上安田385番地

氏 名 株式会社 ヒラキ産業

代表取締役 布田 美津江

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第15条の2の5第1項~~ 第15条第1項 の規定により、設置 変更 の許可

を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

山口県知事 二井 関 成



許可の年月日	平成21年10月20日	許可番号	第17号の4
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	(1)施設の種類：政令第7条第8号の2（がれき類の破碎施設） (2)廃棄物の種類：廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。以上2種類）、木くず、がれき類 以上4種類		
設置場所	山口県宇部市大字西岐波字木床510番地1		
処理能力	がれき類 393 t/日（8時間）		
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有	・	(無)
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		



産業廃棄物処理施設 **設置
変更** 許可証

平成24年7月9日

住所 山口県宇部市大字上宇部字上安田385番地

氏名 株式会社ヒラキ産業
代表取締役 布田美津江

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 **第15条第1項** の規定により、**設置** の許可
第15条の2の6第1項 **変更**
を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

山口県知事 二井 関 成



許可の年月日	平成24年7月9日	許可番号	第14号の2
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	(1)施設の種類 政令第7条第8号の2 (がれき類の破碎施設 (移動式)) (2)廃棄物の種類 廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)・陶磁器くず (自動車等破碎物を除く。以上2種類)、木くず、がれき類 以上4種類		
設置場所	山口県宇部市大字西岐波字木床510番1		
処理能力	がれき類 393t/日 (8時間)		
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	① 有 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		



産業廃棄物処理施設 設置 許可証
変更

平成23年8月10日

住 所 山口県宇部市大字上宇部字上安田385番地

氏 名 株式会社 ヒラキ産業

代表取締役 布田 美津江

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条第1項 の規定により、設置 の許可
~~第15条の2の5第1項~~ 変更

を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

山口県知事 二井 関 成



許可の年月日	平成23年8月10日	許可番号	第2号の5
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	(1) 施設の種類 政令第7条第7号 (廃プラスチック類の破碎施設) 政令第7条第8号の2 (木くずの破碎施設) 政令第7条第8号の2 (がれき類の破碎施設) (2) 廃棄物の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 陶磁器くず、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、 がれき類 以上8種類		
設置場所	山口県宇部市大字西岐波字吉沢576番		
処理能力	廃プラスチック類 287.2t/日 (8時間) 木くず 451.2t/日 (8時間) がれき類 1,216t/日 (8時間)		
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		